

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（群馬局版）

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

群馬労働局管内では、依然として第8次粉じん障害防止対策期間中にじん肺新規有所見労働者が発生しており、効果的な粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

第9次粉じん障害防止総合対策においては、

- ①近年の法改正において、呼吸用保護具の使用を要する作業に追加された「屋外における岩石・鉱物の研磨作業 若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策」
- ②「ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策」
- ③業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」
- ④「健康管理対策の推進」
- ⑤離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する「離職後の健康管理の推進」
- ⑥「岩石・鉱物・金属研磨等作業、アーク溶接作業、岩石・鉱物裁断等作業対策」
- ⑦「鋳込み等作業、砂型造形・解体等作業対策」

以上の粉じん障害防止対策を重点に推進する必要がある。

第2 具体的実施事項

- 1 「屋外における岩石・鉱物の研磨作業 若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策」

事業者は、粉じん障害予防規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第70号）により、呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、これら作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、作業場の見やすい場所への掲示するほか、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、事項の周知徹底については衛生委員会等も活用すること。

2 「ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策」

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づくその措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会発行の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成 24 年 3 月)も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に着用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

[1] 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業

[2] 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

[3] コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

3 「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

事業者は労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行うこと。

また、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

ア 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

イ 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

ウ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用について

電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。

4 「じん肺健康診断の着実な実施」

(1) じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

また、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

5 「離職後の健康管理」

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康

診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

6 岩石・鉱物・金属研磨等作業、アーク溶接作業、岩石・鉱物裁断等作業対策

- (1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- (2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等による作業環境の改善
- (3) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- (4) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- (5) 特別教育の徹底
- (6) 粉じん対策の推進
- (7) 健康管理対策の推進
- (8) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- (9) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

7 鋳込み等作業、砂型造形・解体等作業対策

事業者は、上記第2の6と同様の措置を講じること。

8 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。